

札幌市告示第 1425 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 札幌市社会福祉総合センター

所在地 札幌市中央区大通西 19 丁目

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

(1) 統括管理業務

(2) 施設・設備の維持及び管理業務

(3) 福祉機器の展示、関連する情報の提供及び各種福祉に関する相談業務

(4) 施設の案内及び会議室等の使用承認等に関する業務

(5) (1) から (4) までに掲げる業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

会議室及び大研修室の利用に係る料金は指定管理者の収入として収受させるものとする。その利用料金の金額は、指定管理者が札幌市社会福祉総合センター条例別表の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。